

台東区区民サッカー大会反則、暴力行為についてのガイドライン

1. 警告を一年通して二枚以上累積した場合（但し同じ試合で二枚累積した場合を除く）でかつ2で割り切ることのできる数字の累積がある場合
 - (ア) 次節一試合を出場停止とする
 - (イ) 当該年度の試合がない場合は、翌年度第一節の試合を出場停止とする
 - ① チームを移籍した場合も引き継がれるものとする
 - ② 他の部に異動した場合も引き継がれるものとする
 - ③ 決勝トーナメントも引き継がれるものとする
2. 同じ試合で二度警告を受けた場合
 - (ア) 次節一試合を出場停止とする
 - (イ) 当該年度の試合がない場合は、翌年度第一節の試合を出場停止とする
 - ① チームを移籍した場合も引き継がれるものとする
 - ② 他の部に異動した場合も引き継がれるものとする
 - ③ 決勝トーナメントも引き継がれるものとする
3. 退場処分を受けた場合
 - (ア) 次節一試合を出場停止とする
 - (イ) 当該年度の試合がない場合は翌年度第一節の試合を出場停止とする
 - ① チームを移籍した場合も引き継がれるものとする
 - ② 他の部に異動した場合も引き継がれるものとする
 - ③ 決勝トーナメントも引き継がれるものとする
 - (ウ) 著しい暴言や暴行に及んだ場合は以下の通り審判部で処分する
 - ① 上記アおよびイの一試合に加算して一試合以上の出場停止処分
 - ・ 暴言および暴行の範囲、影響により加算試合数を増減する
 - ・ 暴行に及んだ場合は必ず一試合以上の加算をする
 - ② 傷害事件として起訴された場合、当該年度の出場停止以上の処分
4. 試合後に審判及び本部への口頭等による異議申し立ては、此れを一切禁止する。
試合後に審判及び本部への口頭等による異議申し立て等の有った場合
 - (エ) 明らかに退場に準じる場合は次節一試合を出場停止または入場禁止とする
 - (オ) 上記アで当該年度の試合がない場合は、翌年度第一節の試合を出場停止または入場禁止とする
 - ① チームを移籍した場合も引き継がれるものとする
 - ② 他の部に移動した場合も引き継がれるものとする
 - (カ) 暴行に及んだ場合は以下の通り審判部で処分する
 - ① 上記アおよびイの一試合に加算して一試合以上の出場停止、入場禁止処分
 - ・ 暴言および暴行の範囲、影響により加算試合数を増減する
 - ・ 暴行に及んだ場合は必ず一試合以上の加算をする
 - ② 傷害事件として起訴された場合、当該年度の出場停止、入場禁止以上の処分

《 審判・本部に対して異議が有る場合、書面をもって審判部長に提出する事が出来る。
但し、口頭（電話を含む）での異議申し立ては、査問委員会の討議次項になる場合が有りますので注意する事。》

5. これら処分を加算する場合

(キ) 1～4までの処分であっても以下の場合には加算する場合がある

- ① 試合後に処分に対して暴言、暴力などで意義を示した場合
- ② 反省の情を示さず、台東区サッカー連盟への協力などをしなかった場合

6. これら処分を減じる場合

(ク) 一試合を超える処分以下の場合には軽減する場合がある

- ① 著しい反省の情を示し、台東区サッカー連盟および運営部、審判部に協力をした場合
- ② 著しい反省の情を示し、社会貢献として台東区サッカー連盟に認められる行為をした場合

7. チームとしての処分

(ケ) 選手、監督、ベンチ、当該チームを応援する観客のうち三名以上が処分対象の場合

(コ) 選手、監督、ベンチ、当該チームを応援する観客のうち二名以上が暴行を働いた場合

(サ) エントリー用紙を30分前までに提出しなかった場合

(シ) 審判および本部を担当する試合30分前までに集合しなかった場合

(ス) 1～4の処分を決定する際に行われる呼び出しがあったにもかかわらず出席のない場合

- ① 参加者は該当選手、主審（必要であれば副審）、本部、該当選手所属チームの代表または代行者

(セ) 処分内容はその重要度に応じて「注意、厳重注意、警告、出場停止、除名」がある

- ① 除名の場合、翌年度以降の登録を認めない
- ② 除名が解かれる場合は運営委員会全員の賛同がなければならない